

告 示

埼玉県告示第千三十三号

令和四年十一月六日に行う草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなく、同令第二十二條第四項の規定により選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第一項及び第四項の規定により公告する。

令和四年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 十一人
- 二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人